

(参考) パブリックコメント及び公聴会における意見への回答

意見 NO.	パブリック コメント/公 聴会	対応する案件	意見の概要	件数	回答
1	パブリック コメント	捕獲等の禁止 (ツキノワグ マ)	ヒグマ及びツキノワグマは絶滅が危惧されているので、全国での捕獲等を禁止すべき。	29	環境省では、有識者を交えた検討会において、絶滅のおそれのある地域個体群と評価された地域個体群について、捕獲の禁止措置を実施しており、全国で絶滅のおそれがある状況と考えていません。 それ以外の地域個体群については、必要に応じ、都道府県により捕獲禁止措置の実施が可能であり、実施の是非については都道府県により判断されます。
2	パブリック コメント	捕獲等の禁止 (ツキノワグ マ)	今後、万一、九州地方でクマが発見された際に狩猟可能となることを防ぐため、今後も九州地方における捕獲等の禁止措置を継続すべき。	2	環境省では、有識者を交えた検討会において、九州におけるツキノワグマは絶滅したと評価しており、九州でツキノワグマが発見されることは想定していません。

意見 NO.	パブリック コメント/公 聴会	対応する案件	意見の概要	件数	回答
3	パブリック コメント	捕獲等の制限 (ニホンジカ)	欲にまかせた突出した捕獲が恒常化するため、 1日当たりの捕獲頭数制限の解除はすべきでない。	1	<p>対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限については、（法第12条第1項で）「国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合に」実施することとされており、「欲にまかせた突出した捕獲が恒常化する」ことは捕獲制限の理由になり得ません。</p> <p>捕獲頭数制限をしていない狩猟鳥獣も多く存在し、鳥獣保護管理法上、全ての狩猟鳥獣について捕獲頭数制限を行うことはされていません。</p> <p>なお、制限の解除後は、都道府県等を通じて捕獲の状況を把握し、得られた情報は有識者と共有・評価することを通し、解除後の悪影響がないか、把握する予定です。</p>
4	パブリック コメント	猟法の禁止（弓 矢）	くくりわな・はこわなのとめさしに限り弓矢等 が使用できるようにしてほしい。	2	<p>例えば完全に当該獣の動きをとめた場合等、捕獲が完了した獣については鳥獣保護管理法の範疇外です。ただし、銃刀法等の他法令については個別に確認が必要です。</p> <p>一方で、例えばくくりわなに獣の脚部が引っかかっているものの、くくりわなの根付けを起点に自由に動き回れる状況等であれば、捕獲が完了していない状況であり、確実に止めさしができない可能性もあることから、弓矢等を用いることはできません。</p> <p>なお、有害捕獲等においては捕獲許可申請時にとめさしの方法として弓矢等を申請書に記載し、許可がおりれば、使用することは可能です。</p> <p>ただし、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によることが求められます。</p>

5	パブリック コメント	猟法の禁止（弓 矢）	銃が使用できない地域でわな以外の猟法の必要性が生じており、一定の条件下でクロスボウが使用できる仕組みが望まれる。矢の先端部にブレードが装着されたものなら半矢の可能性は低くなるのでは。	1	害性のある鳥獣等を捕獲しようとする際は、有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可申請を行い、許可を得た上で捕獲を行うのが適当であり、許可申請時にとめさしの方法として弓矢等を使用する旨を申請書に記載し、許可がおりれば、クロスボウを使用することは可能です。申請書の審査時においては、実施体制や捕獲の場所等の捕獲計画を総合的に審査し、使用しても支障がない場合に許可されることから、現状において十分に条件が課されていると考えています。
6	パブリック コメント	狩猟鳥獣の見直し（チョウセンイタチ）	鳥獣判別能力をさほど持ち合わせない狩猟者もいるため、チョウセンイタチを雌雄ともに狩猟鳥獣とすべきでない。	1	狩猟者に対し、チョウセンイタチの雌雄の見分け方を含む狩猟鳥獣判別方法を整理した情報提供媒体を狩猟者登録時等に提供する予定であり、それにより補助を行います。 なお、捕獲の際は、確実に狩猟鳥獣であると判別できない段階においては発砲を行わない等の措置が従前から求められており、チョウセンイタチに限らず、狩猟鳥獣の判別能力は狩猟者にとって当然求められるものです。

意見 NO.	パブリック コメント/公 聴会	対応する案件	意見の概要	件数	回答
7	パブリック コメント	その他	特定外来生物である外来鳥獣（キョン、ハリネズミ類、チメドリ類）や日本に近縁種がない外来鳥獣（オウム類）は狩猟鳥獣としては。	1	<p>定着初期（ ）の外来鳥獣について、特に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていない場合、狩猟鳥獣にすることにより定着域外で放獣される可能性が否定できず、放獣された場合はその他の鳥獣や生態系への悪影響が生じるおそれがあること、また、特に特定外来生物は外来生物法に基づく防除等により、根絶等を目的として、組織的・計画的な捕獲等を推進する必要があることから、新規指定については慎重に取り扱う。</p> <p>国内（又は対象地域）への定着が一部地域のもの（定着後の年数は長い）、潜在的に定着可能な地域に対して分布が限定的なものを含む（ 参照 外来種被害防止行動計画（平成27年3月26日 環境省、農林水産省、国土交通省）</p>
8	パブリック コメント	その他	特定外来生物であるキョンを狩猟鳥獣としては。	2	<p>定着初期の外来種については、組織的・計画的な捕獲等を実施することにより、根絶を目指した取組を行うことが重要です。房総半島におけるキョンについても、千葉県が中心となって、キョンの生息数が増加し、分布が拡大している状況を分析した上で、キョンを房総半島に封じ込める、または根絶を目指す、組織的かつ計画的な戦略を策定する必要があると考えています。千葉県からも、狩猟鳥獣を望む意見がありましたが、今回は、それらの具体的な戦略が確認できませんでした。</p> <p>また、外来鳥獣の戦略的な封じ込めや根絶に向けて、狩猟が有効であった事例がなく、無秩序な狩猟が分布域を拡散させるおそれもあります。そうしたことを踏まえ、狩猟鳥獣にすることにより、どのように有効な施策としていくのかの具体的な手法が示されていません。</p> <p>以上の理由から、今回キョンを狩猟鳥獣にすることは見送ることとしました。</p> <p>なお、引き続き千葉県と協議し、これらについて確認し、キョンの封じ込めや根絶に向けた体制とその運用が確認されれば、5年後の見直し時期にかかわらず、環境省は速やかに中央環境審議会にキョンの狩猟鳥獣化を諮問することを考えています。</p>

9	パブリック コメント	その他	狩猟鳥獣のうち、漁業、農業被害を多く与える種ではない鳥獣は外すべきでは。	1	<p>狩猟鳥獣は害性の有無だけでなく、狩猟者等の要請、生息状況等科学的側面や社会的な側面も含め総合的に検討することとしています。</p> <p>以上の観点を踏まえ、種ごとに個別に検討を行ってまいります。</p> <p>なお、今回の見直しに向けた有識者との検討会において、狩猟鳥獣のあり方そのものについては整理が必要であるとの指摘があり、これを受け環境省では、今後、狩猟鳥獣のあり方の検討を進めていく考えです。</p>
10	パブリック コメント	その他	ヤマシギをレッドデータブック等に指定している都道府県は多いため、ヤマシギを狩猟鳥獣から外すべきでは。	1	<p>最新の捕獲数（平成25年度）は500羽を切っていますが、環境省レッドリストには掲載されていないこと等、規制の変更を要するほどの特段の状況の変化は認められないと考えられることから、現行規制を継続しつつ、平成26年度に策定した「ヤマシギ（越冬期）調査マニュアル」を用いた都道府県等によるモニタリングを推進し実態把握を進めます。</p> <p>また、特定の都道府県において当該鳥獣（特に絶滅のおそれのある地域個体群又は情報が不足している地域個体群）の保護に悪影響がある場合には、都道府県知事による捕獲の禁止措置により対応することが可能です。</p>
11	パブリック コメント	その他	オオバンの数が増えているが、害性はないことから有害鳥獣捕獲はできないので、オオバンを狩猟鳥獣にすることで、狩猟による捕獲圧をかけてはどうか。	1	<p>狩猟鳥獣は個体数だけでなく、狩猟者等の要請、生息状況等科学的側面や社会的な側面も含め総合的に検討することとしています。</p> <p>以上の観点を踏まえ、種ごとに個別に検討を行ってまいります。</p> <p>なお、今回の見直しに向けた有識者との検討会において、狩猟鳥獣のあり方そのものについては整理が必要であるとの指摘があり、これを受け環境省では、今後、狩猟鳥獣のあり方の検討を進めていく考えです。</p>

意見 NO.	パブリック コメント/公 聴会	対応する案件	意見の概要	件数	回答
12	パブリック コメント	その他	非狩猟鳥との誤認が危惧される狩猟鳥（コガモ、タシギ、ヤマシギ等）は狩猟鳥獣の指定の解除を検討してはどうか。	2	<p>捕獲の際は、確実に狩猟鳥獣であると判別できない段階においては発砲を行わない等の措置が従前から求められており、狩猟鳥獣の判別能力は狩猟者にとって当然求められるものです。</p> <p>なお、環境省では、狩猟者に対し、判別の難しい鳥獣の見分け方を含む狩猟鳥獣判別方法を整理した情報提供媒体を狩猟者登録時等に提供する予定であり、それにより補助を行います。</p> <p>また、今回の見直しに向けた有識者との検討会において、狩猟鳥獣のあり方そのものについては整理が必要であるとの指摘があり、これを受け環境省では、今後、狩猟鳥獣のあり方の検討を進めていく考えです。</p>
13	パブリック コメント	その他	非狩猟鳥との誤認捕獲が生じていることを踏まえ、害性のある鳥類以外は狩猟鳥からはずすべきではないか。	2	<p>捕獲の際は、確実に狩猟鳥獣であると判別できない段階においては発砲を行わない等の措置が従前から求められており、狩猟鳥獣の判別能力は狩猟者にとって当然求められるものです。</p> <p>なお、環境省では、狩猟者に対し、判別の難しい鳥獣の見分け方を含む狩猟鳥獣判別方法を整理した情報提供媒体を狩猟者登録時等に提供する予定であり、それにより補助を行います。</p> <p>また、今回の見直しに向けた有識者との検討会において、狩猟鳥獣のあり方そのものについては整理が必要であるとの指摘があり、これを受け環境省では、今後、狩猟鳥獣のあり方の検討を進めていく考えです。</p>
14	公聴会	捕獲等の禁止 (ヤマドリの雌 及びキジの雌)	ヤマドリ及びキジの雌の捕獲禁止、ヤマドリ及びキジの雄の捕獲数のようにキジとヤマドリを対にして表記している。地域によっては、ヤマドリは都道府県版のレッドリストに掲載されている一方で、キジは管理捕獲が行われるなど、置かれている状況が異なる。生息環境も異なり区別しての表記が望ましい。	-	それぞれの種について個別に勘案しており、また、特定の都道府県において当該鳥獣（特に絶滅のおそれのある地域個体群又は情報が不足している地域個体群）の保護に悪影響がある場合には、都道府県知事による捕獲の禁止措置により対応することが可能であるため、現在の表記による当該鳥獣の保護・管理上の支障は生じていないと考えております。

15	公聴会	その他	ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモ等数が少ない種やエゾライチョウやヤマシギ等減少が指摘されているものの情報不足の種について、そのような状況にもかかわらず狩猟鳥の指定が続いている。一定期間、狩猟の制限や柔軟な狩猟鳥獣の見直しが必要。	- 今回の見直しに向けた有識者との検討会において、狩猟鳥獣のあり方そのものについては整理が必要であるとの指摘があり、これを受け環境省では、今後、狩猟鳥獣のあり方の検討を進めていく考えです。その中で、ご指摘の「数が少ない種」や「減少が指摘されているものの情報不足の種」等の扱いも含めて検討を行い、今後改めて整理する予定です。 ただし、今回の見直しについては、現状の整理において検討を行います。
16	公聴会	その他	鳥獣の安定した生存を確保するため、モニタリングの実施に関する記述を加える等、狩猟鳥獣の保護及び管理の考え方の見直しが必要。	- モニタリングの必要性については従前より指摘されており、平成24～26年度にかけて、優先順位をつけながらモニタリング体制等の評価・検討を行いました。その結果、特に優先順位が高くかつモニタリング体制が整っていない種としてウズラとヤマシギを選定し、モニタリングマニュアルをそれぞれ平成26年度、27年度に策定し、HPに公開した他、都道府県に活用するよう促しました。 加えて環境省では、鳥獣の捕獲実態をより正確に把握するため、捕獲情報システムの改善を行っているところであり、今後、狩猟鳥獣のあり方を含め、検討していきたいと考えています。
17	公聴会	その他	ニホンジカによる被害により林業生産コストの増大や森林の公益的機能に支障が懸念されており、捕獲制限の解除に賛成。今後も有害鳥獣対策の拡充・強化を要望する。	- 指定管理鳥獣捕獲等事業や認定事業者制度等を活用しながら、捕獲を進めるとともに、狩猟フォーラムの実施等により捕獲の担い手の確保に努めます。

意見 NO.	パブリック コメント/公 聴会	対応する案件	意見の概要	件数	回答
18	公聴会	その他	鳥獣保護管理法における亜種の定義や分類について整理が必要。	-	鳥獣保護管理法上、法第2条第1項で「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物」とし、また、法第8条で「鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等をしてはならない」としており、それ以上の整理や網羅的な指定をしていないことから、亜種も鳥獣に含まれ、捕獲等の規制の対象となっています。 また、狩猟鳥獣については、施行規則別表第2で網羅的に記載し指定していますが、現状では学名で記載しており、当該学名の種の範囲については、学会における解釈を適用することとなります。 今後、特定の鳥獣について新たに亜種の定義や分類に疑義が生じた場合は個別具体的に対応を行うことになり、都道府県等と連携し事実確認等をした上で、個別に整理して対応することを考えています。
19	公聴会	捕獲等の制限 (ニホンジカ)	ニホンジカの雌について捕獲制限を解除することは賛成だが、雄については賛成しない。雄については制限を残すことで雌に対する捕獲が進み有効な生息数削減につながる。	-	雄の捕獲制限については、雌の捕獲増進等、適切な個体群管理を実施する上で、どのような効果があるか検討することを考えており、その上で制限のあり方を考えていきます。
20	公聴会	狩猟鳥獣の見直し(チョウセンイタチ)	チョウセンイタチは長崎県対馬市以外では外来種となることから、外来種を保護する必要はないと考えるため賛成。ただし、非狩猟鳥獣のイタチとの判別基準を作ること。	-	狩猟者に対し、チョウセンイタチの雌雄の見分け方を含む狩猟鳥獣判別方法を整理した情報提供媒体を狩猟者登録時等に提供する予定であり、それにより補助を行います。 なお、捕獲の際は、確実に狩猟鳥獣であると判別できない段階においては発砲を行わない等の措置が従前から求められており、チョウセンイタチに限らず、狩猟鳥獣の判別能力は狩猟者にとって当然求められるものです。
21	公聴会	捕獲等の禁止 (ツキノワグマ)	ツキノワグマの規制の見直しに至らなかった理由について、別途、環境省より説明を求める。	-	島根県より捕獲禁止規制の解除又は緩和などの要望がありましたが、島根県、広島県、山口県の地域個体群は絶滅のおそれのある地域個体群と評価されており、高い捕獲圧が継続していることが存続を脅かす要因に位置づけられている現状を踏まえ、国としては現行規制を維持する必要があると考えています。